

種苗法一部改正案の慎重審議を求める意見書

国は、優良品種の海外流出を防止するためなどの理由により、種苗法の一部改正案を今国会に提出している。一方、自家採取農家の育種権が脅かされるのではないかなどの懸念があり、十分な議論が求められる。

日本は平成25年に「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」を批准し、その第9条9.2においては、種苗に関する政策決定に農業者が参加する権利が定められている。

しかし、国全体が新型コロナウイルス感染症対策に力を注いでいる中において公聴会を開くことは極めて困難であり、全国の農業者から意見を汲み上げずに重要法案を審議することは、上記の国際条約に反することになりかねない。

よって、種苗法の一部を改正する法律案の審議には、参考人質問・公聴会開催など国民の意見を十分に聴く機会を設け、拙速な採決を行わないよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年5月18日

長野県駒ヶ根市議会

【提出先】

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣
消費者庁長官